

令和7年横瀬町農業委員会第2回総会議事録

1. 開催日時 令和7年3月25日(火) 午前10時から10時30分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(13人)

会長	5番	富田哲夫
会長職務代理者	2番	浅見明仕
農業委員	1番	武藤量司
	3番	八木原智宏
	4番	若林想一郎
	6番	小泉茂樹
	7番	町田幸広
	8番	村越聡
	9番	平沼邦夫
	10番	千島孝夫
農地利用最適化推進委員	第1	平沼良一
	第2	関口孝夫
	第3	石黒夢積

4. 欠席委員(なし)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第4 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	町田勝一
書記	浅見聡
	赤岩亮輔

7. 会議の概要

議長 皆さん、おはようございます。お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は委員全員の方に出席をいただいております。会議規則第6条の規定により定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第2回農業委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。

会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、慣例によりまして議長よりご指名を申し上げたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名を申し上げます。

9番、平沼邦夫委員、10番、千島孝夫委員のご両名にお願いいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件でございます。

会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間に決定いたしました。

日程第3、議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件について議題といたします。

議案第4号について、事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第4号について説明いたします。

議案第4号の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります6筆です。台帳地目は畑が4筆、田が1筆、原野が1筆で、現況地目は全て畑です。計画面積は3,985平方メートルであります。譲受人は町内在住の方で、譲渡人は鴻巣市在住の方であります。申請理由は、所有権移転となっております。

3ページ目を御覧ください。案内図1で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中ほどの赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、横瀬町農村公園から北北西に約400メートルのところ

申請地になります。

この農地につきまして、譲受人が農地つきの家屋を探していたところ、当該申請地について譲渡人との交渉が進んだため、当該申請地に隣接した家屋に居住し、お茶や果樹類、花卉類を栽培するために所有権を移転するための申請でございます。現在譲受人は主にリモートワークで仕事をしており、仕事の合間と休日で農作業に従事するとのことでございます。また、もう一人の耕作者は横瀬町地域おこし協力隊の経験を持ち、農業関係者や地域の方とも親しい間柄となっております、地域おこし協力隊を卒業後は申請地の農地を中心に農業に従事したいとの意思でございます。また、本申請に伴い、農地の一部が長年進入路等として使用されてきたことが発覚しております。本来ならば先に転用申請を求めるところですが、居住の予定があることや申請時期の都合を勘案して、所有権の移転が完了した後に速やかに是正のための転用申請を行う旨の誓約書を添付した上での申請となっております。

審議内容の要点を説明いたします。農地法第3条第2項第1号全部効率的利用要件といたしまして、所有権または使用収益権のある農地について、全ての農地について耕作が認められるか、耕作目的で農地を取得し、反する行為（違反転用）がないか、農業従事者や農機具所有状況、これまでの営農実績などから、全ての農地を耕作できる農業経営能力を有しているかを判断していただきます。

続いて、農地法第3条第2項第4号常時従事要件といたしまして、取得者及び世帯員の年間農業従事日数ですが、一般的には150日以上あるかどうかです。

続いて、農地法第3条第2項第6号地域調和要件といたしまして、周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかです。

事務局としましては、許可基準全てを満たしていると判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員、石黒推進委員、お願いします。

石黒推進委員 農地利用最適化推進委員の石黒です。上程されました議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、3月23日午後1時頃現地確認を行い、村越農業委員と協議しました。場所は、横瀬町農村公園から北北西約400メートル付近になります。事務局の説明にもありましたとおり、申請地に隣接する住宅に居住し、お茶や果樹を栽培するための申請です。事務局の説明にもありましたが、譲受人はリモートワークが主な業務ということで、農作業の調整もしやすいかと思えます。また、耕作者のうち一人は横瀬町地域おこし協力隊としても農業に関わった経験があり、農業者との関係も深く、地域住民とも親しい間柄となっています。

3条の許可申請の許可基準については満たしていると思われしますので、皆様のご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の8番、村越委員、お願ひします。

村越委員 補助委員の村越です。上程されました議案第4号について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、3月20日午後2時頃現地確認を行い、石黒推進委員と協議しました。今回の申請農地は草刈等適正に行われておりましたが、数年来耕作されていない状況でした。今後お茶や果樹等を栽培するというのであれば、農地本来の活用が見込めるということであり、また、隣接する住宅に居住するというので、自宅の隣の農地となり、今後の管理も十分にしていだけるものと考えます。このようなことから、特に問題はないと判断されます。

皆様のご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

続いて、質疑に移ります。質疑のある方は挙手をもってお願ひいたします。

〔「なし」〕

議 長 よろしいでしょうか。質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。上程中の議案第4号につきましては、許可することに賛成の方は挙手をお願ひ申し上げます。

〔挙手全員〕

議 長 ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可することに決定をいたしました。

続きまして、日程第4、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第5号番号1につきまして、事務局から説明を求めます。

事務局 議案第5号番号1について説明いたします。

議案第5号番号1の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目は田、現況地目は畑で、計画面積は324平方メートルです。譲受人は、横瀬町で飲食店の営業や廃品回収業を営む法人です。譲渡人は町内在住の方であります。申請理由は資材置場で、権利の種類は賃貸借権の設定20年となっております。

5ページ目を御覧ください。案内図2で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中央にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、札所10番大慈寺から南東に約100メートルのところが申請地になります。

現在譲受人は町内で廃品回収業を営んでおりますが、回収した廃品の保管場所が手狭となったため、譲受人の事務所の近くでもある申請地を新たな資材置場にすることを検討しておりました。候補地が見つからない中、当該申請地のみ使用が見込めたため、この農地について賃貸借権の設定を行い、資材置場として転用をしたいとの申請でございます。農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上で事務局説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の関口推進委員、お願いします。

関口推進委員 農地利用最適化推進委員の関口です。上程されました議案第5号番号1、農地法第5条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、3月21日午後2時頃、補助委員の町田農業委員と現地確認を行いました。場所は、札所10番大慈寺の南東に約100メートル付近になります。事務局の説明にもありましたが、譲受人が現在使用している資材置場が手狭になってきたため、申請地を資材置場に転用する申請でございます。

隣接した農地の所有者に同意を得ており、他を探しても代替地がないということであれば転用申請もやむを得ないと思います。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

議長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の7番、町田委員、お願いします。

町田委員 補助委員の町田です。上程されました議案第5号番号1について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、3月21日午後2時頃、関口推進委員と現地確認を行いました。申請地は、関口推進委員の説明にもあったとおり、周辺農地の所有者にも同意を得ており、周辺農地に与える影響も少ないと判断されます。手狭になり代替地がないための転用申請であればやむを得ないのではないかと思います。

皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議長 ありがとうございます。

暫時休憩といたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時21分

議長 それでは、会議を再開いたします。

担当委員の所見を終了いたしました。

続きまして、質疑に移ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。上程中の議案第5号番号1につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長 ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第5号番号1、農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付しまして、県知事宛てに進達することに決定をいたしました。

続きまして、議案第5号番号2につきまして、事務局から説明を求めます。

事務局 議案第5号番号2について説明いたします。

議案第5号番号2の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目は畑、現況地目は雑種地で、計画面積は407平方メートルです。譲受人は町内で建設業を営む法人で、譲渡人は小鹿野町在住の方であ

ります。申請理由は資材置場及び駐車場で、権利の種類は所有権移転となっております。

6 ページ目を御覧ください。案内図 3 で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中央にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、横瀬大橋より北に約300メートルのところ申請地になります。

この農地について、かねてより譲渡人が資材置場及び駐車場として貸し出しており、農業委員会から注意勧告を行って来ました。譲渡人が是正の申請を検討したところ、周辺地域で工事が続くため資材置場及び駐車場を必要としていた当該譲受人への売買の見込みが立ったための申請でございます。

農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の関口推進委員、お願いします。

関口推進委員 農地利用最適化推進委員の関口です。上程されました議案第5号番号2、農地法第5条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、3月21日午後2時頃、補助委員の町田農業委員と現地確認を行いました。事務局の説明にもありましたが、申請地は以前より資材置場及び駐車場として利用されておりました。譲受人は申請地付近で資材置場及び駐車場の計画を検討しており、今後も必要性があるということであれば転用はやむを得ないと判断されます。

皆様のご審議のほど、よろしく願い申し上げます。以上です。

議長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の7番、町田委員、お願いします。

町田委員 補助委員の町田です。上程されました議案第5号番号2について所見を申し上げます。

3月21日午後2時頃、関口推進委員と現地確認を行いました。事務局や関口推進委員の説明にもあったとおり、長年にわたり畑を駐車場として利用していたための追認申請でございます。申請地の周辺農地に与える影響は少ないと判断されるため、特に問題はないものと思われま

皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 ありがとうございます。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時25分

再 開 午前10時29分

議 長 それでは、会議を再開いたします
担当委員の所見を終了いたします。
続きまして、質疑に移ります。

〔「なし」〕

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。上程中の議案第5号番号2につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い申し上げます。

〔挙手全員〕

議 長 ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第5号番号2、農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付しまして県知事宛てに進達することに決定をいたしました。

ここで、会議録での字句の整理についてお諮りをいたします。会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日委員会で審議すべき議案は全て終了をいたしました。これをもちまして閉会といたします。

ありがとうございました。

(午前10時30分)